

公募型プロポーザル募集に関する質問に対する回答

公募案件名	京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 2）
-------	---------------------------------------

No.	該当箇所			質問事項	回答
	資料名	頁	項目		
1	様式第 12 号			市内中小企業の予定施工割合とは、機器調達費、設計・監理費を除く「施工体制台帳上の市内中小企業の施工割合」との見解でよろしいでしょうか。	プロポーザル審査要領 P3「2, (2), ア, (オ)」に記載のとおり、予定施工割合とは「本事業による照明器具 <u>設置台数</u> に占める市内中小企業の <u>設置台数の割合</u> 」を評価するものです。
2	照明器具・工事仕様書	P2	2, (2), イ	「安定器をバイパスするなどの改造」に安定器交換による方法は当該仕様の対象となりますか。	照明器具・工事仕様書 P2「2, (2), イ」の対象です。この場合、照明器具・工事仕様書 P2「2, (2), エ 結線替え作業後は、安定器の取外しを行わず、器具内に残置すること。」を適用外とします。ただし、必要な費用も含めて提案の一部となりますので、安定器撤去・交換等のための費用は様式第 16 号に計上した上で提案してください。
3	照明器具・工事仕様書	P2	2, (2), イ	「既設のソケットに直接 LED ランプを取り付けることを標準とする」とありますが安全面よりソケットの全数を GX16t-5 に交換する仕様として良いでしょうか。	GX16t-5 に交換する仕様として問題ありません。また、GX16t-5 に交換した器具については、照明器具・工事仕様書 P2「2, (2), ウ 直管型 LED ランプは、電源内蔵型とすること。」を適用外とします。ただし、必要な費用も含めて提案の一部となりますので、ソケット等の費用は様式第 16 号に計上した上で提案してください。 ソケットを交換する器具については、照明器具・工事仕様書 P2「2, (2), カ 直管形 LED ランプへの交換の際には、落下防止の措置を行うこと。」を適用外として提案することを可とします。 照明器具・工事仕様書 P2「2, (2), キ」中、「事業提案ではソケット交換及び配線交換の考慮は不要である。」は、「本事業の提案においては、劣化によるソケット交換又は配線交換を考慮して提案する必要はない。」に読み替えるものとします。
4	照明器具・工事仕様書	P2	2, (2), ウ	「直管形 LED ランプは、電源内蔵型とすること。」とありますが、ソケットを GX16t-5 口金に取替える場合、電源外付けとなります。電源内蔵型でなくとも良いでしょうか。	No. 3 を参照ください。

No.	該当箇所			質問事項	回答
	資料名	頁	項目		
5	照明器具・工事仕様書	P2	2, (2)	一般社団法人日本照明工業会のWEBサイトに直管LEDランプに交換する際のご注意が掲載されています。G13口金で保持され保持部から給電されるものは、電気用品安全法技術基準に不適合の恐れがあり、GX16t-5口金への交換等が推奨されていますが、安全上問題はございませんでしょうか。	<p>https://www.jlma.or.jp/information/LED_flier.pdf</p> <p>当該URL「一般社団法人 日本照明工業会」のお知らせにおける、「交換する際に使用者がランプを取付け、取外しできる直管LEDランプ」について、提案のための事業費を算出する上では、安全性の確認が取れるものとして取り扱ってください。</p> <p>優先交渉権者選定後の現地調査において、提案されたランプと既設器具との組合せが不適切なことが判明した場合は、事業費を含め協議により対応を決定します。</p>